

高座清掃施設組合災害対応計画 及び事業継続計画

- Business Continuity Plan -
(B C P)

高座清掃施設組合

令和8年4月1日

目 次

第1章 基本事項

1 目的	1
2 基本方針	1
3 適用範囲	1
4 本計画の発動条件及び解除条件	2
5 業務継続能力の向上と維持	2

第2章 災害対応計画

1 危機対策本部の設置	3
2 非常時職員参集時間の目安	4
3 緊急時連絡先一覧	5
4 地震・風水害時の個別対応	6
5 感染症等拡大時の個別対応	8

第3章 事業継続計画

1 非常時優先業務の整理	11
2 行動計画の作成	12

第1章 基本事項

1 目的

高座清掃施設組合（以下「組合」という。）は、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「構成市」という。）から排出される一般廃棄物を処理する一部事務組合です。

地震や大雨による冠水等の災害が発生した場合、一般家庭や事業所から排出される平時のごみに加え、災害を起因とするがれきや片付け等により発生する災害ごみ、避難所等からの生活ごみ、下水道が使用できないために発生する災害トイレごみ等、多くのごみが発生することが想定されます。

構成市民のごみの処理という生活に直結した事業を行う組合では、これらの災害が発生した場合であっても、安全・安心な施設運営を維持しながら、継続してごみの処理を行わなければなりません。

これらのことから、災害時も適切で効果的な災害対応を実施し、安全・安心な施設運営を継続しながら、構成市民の生活環境の保全や公衆衛生を維持することを目的として「高座清掃施設組合災害対応計画及び事業継続計画（以下「本計画」という。）」を策定いたしました。

2 基本方針

組合は、以下の基本方針に基づき本計画を運用します。

(1) 人命を最優先とした事業継続

組合施設で働く職員及びその家族、施設来場者等、組合施設に関わる全ての人命を最優先として対応します。また、事業継続に伴う復旧作業等においても、二次災害等に注意しながら人命を最優先とした対応を行います。

(2) 安全・安心な事業継続と早期復旧

災害時であっても、安全・安心な事業継続に努めます。また、被害を受けた施設や機器は、地域におけるサービス提供や事業活動に支障をきたさないように早期復旧を目指します。

(3) 協力体制の確立

構成市や関係機関との情報共有方法や、事業者との協力体制を整備し、災害時の円滑な協力体制を確立します。

(4) 業務継続能力の向上と維持

本計画はP D C Aサイクルにより適宜見直し、業務継続能力の向上を目指します。また、災害時の実際の行動計画を確立し、平常時からの研修及び訓練を通じて、業務継続能力を維持します。

3 適用範囲

組合に所属する全ての職員（以下「組合職員」という。）に適用します。

4 本計画の発動条件及び解除条件

(1) 本計画発動条件

- ア 地震や風水害等により、組合施設に甚大な被害が生じ安全な施設運営が困難となった場合
- イ ウイルス感染症等の感染拡大に伴い、組合職員の感染や感染のおそれにより、組合事業が継続できない又は継続できなくなるおそれがある場合
- ウ システム障害やサイバー攻撃などにより、組合事業が継続できない又は継続できなくなるおそれがある場合
- エ その他、組合事業の継続が困難となると組合長が認めた場合

(2) 本計画の解除条件

本計画の実行により、組合施設の安全・安心・安定的な事業継続を組合長が確認した場合

(3) 本計画の発動と解除

本計画の発動と解除は、上記発動条件及び解除条件を満たした場合には、組合長が宣言するものとします。

5 業務継続能力の向上と維持

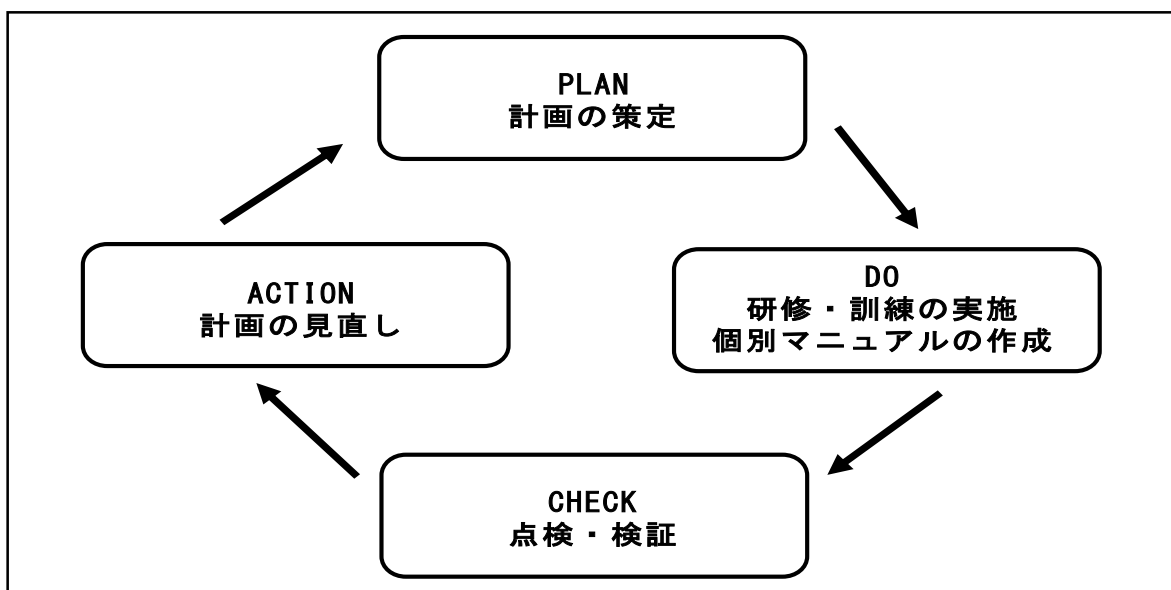
(1) 業務継続能力の向上

本計画の実効性を確保するためには、全職員が事業継続の重要性や事業継続における各自の役割等を理解し、組織全体に浸透させておくことが重要で**す**。そのため、定期的な研修や訓練を通じて、職員の知識と対応力の向上及び事業継続への理解の定着を図るものとします。

(2) 継続的な改善への取組

本計画を計画的に改善するため、P D C Aサイクルを通じて継続的に改善していきます。また、平常時に点検を行い、必要に応じて改善を行います。

< P D C Aサイクルの推進による事業継続マネジメント >



第2章 災害対応計画

1 危機対策本部の設置

災害等により、組合施設の設備及び周辺道路等への被害が発生又は発生のおそれがある場合等、組合が行う事業への影響があると組合長が判断した場合に、組合長は危機対策本部を設置します。

(1) 危機対策本部の構成員

危機対策本部の構成員は、次の職員を充てるものとします。

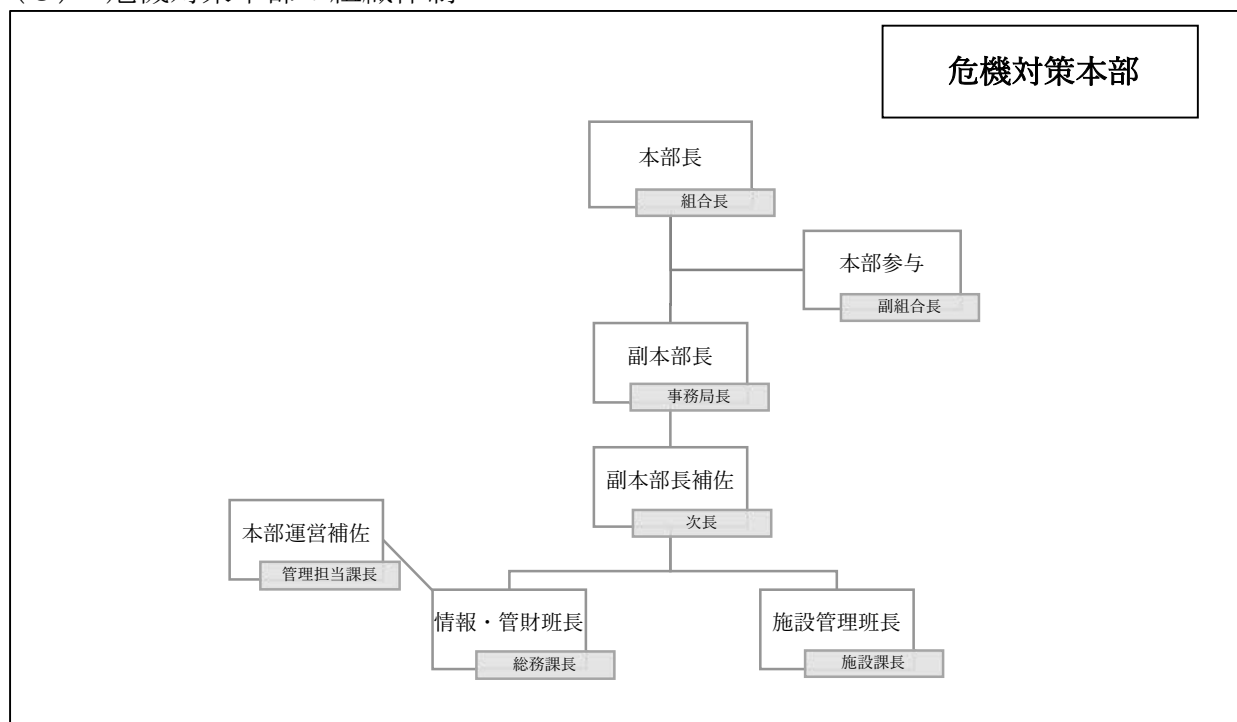
- ア 本部長は、組合長とします。
- イ 副本部長（指示者）は、事務局長とします。
- ウ 副本部長補佐は、次長とします。
- エ 本部運営補佐は、管理担当課長とします。
- オ 本部員は、課長とします。

なお、構成員に欠員が生じた場合には、次職（組合組織図に準ずる。）をもって充てます。

(2) 構成員の役割

- ア 本部長は、危機対策本部を設置し、本部を総括します。
- イ 本部参与は、本部長を補佐し、本部長に事故ある場合は、その職務を代理で行います。
- ウ 副本部長は、本部長及び本部参与を補佐し、本部員に対し指示します。
- エ 副本部長補佐は、副本部長を補佐し、副本部長に事故ある場合は、その職務を代理で行います。
- オ 本部運営補佐は、本部運営全般の補佐を行います。
- カ 本部員は、副本部長の指示の下、危機管理に関する事務を実施します。

(3) 危機対策本部の組織体制



(4) 班の役割

危機対策本部における「情報管財班長」、「施設管理班長」は、所管する各係に対応を指示します。また、災害の規模によっては班長が各班をさらに細分化し、より詳細な対応を行うものとしします。ただし、各班の役割は、被害の状況や参集職員の状況により対応の可否が変動するため、危機対策本部の指示に従い、臨機応変に各班の業務を応援することとしします。

班	役割
情報管財班	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機対策本部の運営 ● 情報収集、発信及び総括 ● 職員管理(安否・参集状況等) ● 財政事務(補正予算措置、補助金及び交付金等措置) ● 消耗品、備品管理
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設被害状況等の把握、情報収集及び連絡 ● 施設稼働状況等の管理 ● 来場者、避難者及び帰宅困難者等の対応 ● 廃棄物受入管理 ● 施工中の工事管理 ● 組合関連施設外構造物状況把握(周辺道路等)

(5) 危機対策本部の役割

危機対策本部は、被害状況の把握、本計画の発動と解除、復旧計画の作成、執行、対応の判断と指示及び情報の集約と共有を行います。また、上記の内容は書面やカメラ等により記録するものとしします。

2 非常時職員参集時間の目安

業務時間外に災害が発生した場合、組合職員（会計年度職員を除く）が指定時間までに何名が参集できるかをあらかじめ想定して設定します。災害時においては、どの段階に何名で対応できるかを予測することで、より効率的な復旧を計画することが出来ます。

参集に要す想定時間は、参集中の二次災害のおそれ、公共交通機関が停止していることを考慮して、自宅から徒歩(時速4km)での参集を想定し、準備時間1時間を加えたものとしします。

参集時間の計算例：(自宅から8km)：徒歩2時間+準備1時間=3時間

<係別参集時間>

部 署	係別 職員数	参集職員 41 名 (会計年度任用職員を除く。)			
		3 時間以内	6 時間以内	9 時間以内	
事務局	2	0	2	0	
総務課	総務係	6	3	2	1
	財務係	5	4	1	0
施設課	管理係	8	5	3	0
	周辺整備係	5	5	0	0
	業務係	15	3	11	1
合 計	41	20	19	2	

3 緊急時連絡先一覧

災害時の情報共有、関係機関手続きなどのために必要な連絡先一覧を以下に示します。

(1) 高座クリーンセンター

相手先	電話番号
環境プラザ 3階 管理室 (F u n S p a c e)	0 4 6 - 2 3 8 - 3 1 7 2 (内線) 301~303、305、306
中央制御室	0 4 6 - 2 3 8 - 2 4 2 0 (内線) 2 2 0 ~ 2 2 1
高座施設組合屋内温水プール	0 4 6 - 2 3 8 - 8 7 8 0 (内線) 8 0 1 ~ 8 0 4
本郷老人福祉センター	0 4 6 - 2 3 8 - 0 8 4 6
本郷ふれあい公園	0 4 6 - 2 0 0 - 8 6 2 9
海老名市役所 (代表)	0 4 6 - 2 3 1 - 2 1 1 1
海老名市資源対策課 (収集業務係)	0 4 6 - 2 3 5 - 4 9 2 2
海老名市資源対策課 (美化センター)	0 4 6 - 2 3 1 - 3 3 6 6
海老名市環境政策課 (廃棄物政策係)	0 4 6 - 2 3 5 - 4 9 2 3
海老名市道路管理課	0 4 6 - 2 3 5 - 9 3 8 1
座間市ゼロカーボン推進課	0 4 6 - 2 5 2 - 7 9 8 5
綾瀬市リサイクルプラザ	0 4 6 7 - 7 0 - 5 6 6 7
海老名警察署	0 4 6 - 2 3 2 - 0 1 1 0
海老名市消防本部	0 4 6 - 2 3 1 - 0 3 5 5
県央東部消防指令センター	0 4 6 - 2 3 4 - 8 1 1 9
海老名総合病院	0 4 6 - 2 3 3 - 1 3 1 1
県央地域県政総合センター (代表) 環境部 環境保全課	0 4 6 - 2 2 4 - 1 1 1 1 (内線) 2 2 4 1 ~ 2 2 4 4
厚木土木事務所東部センター (代表)	0 4 6 7 - 7 9 - 2 8 0 0
東京電力パワーグリッド	0 4 6 3 - 5 7 - 5 0 4 9
NTT東日本-南関東神奈川西支店	0 4 6 - 2 3 6 - 4 1 8 2
労働基準監督署 (監督・労働条件関係)	0 4 6 - 4 0 1 - 1 6 4 1
海老名水道営業所 (上水関係)	0 4 6 - 2 3 4 - 4 1 1 1 (代表)
廃棄物継続搬入承認者※1	メール送信
廃棄物臨時搬入承認者※2	電話連絡

※1 廃棄物継続搬入承認者への連絡は、承認登録時にお預かりしているメールアドレスへ、事業者連絡用一斉メールで行う。

※2 廃棄物臨時搬入承認者への連絡は、承認登録時にお預かりしている電話番号へ連絡する。

4 地震・風水害発生時の個別対応

地震・風水害発生時における被害想定、復旧目標及び対応を以下に示します。

(1) 地震・風水害発生時の被害想定

ア 想定する地震

「都心南部直下地震」、「南海トラフ巨大地震」等の震度5弱以上の地震を想定

イ 想定する風水害

甚大な被害が発生又は、発生する恐れがある台風や線状降水帯の警戒レベル3相当以上の発令を想定

ウ 想定される被害状況

上記の地震・風水害等が発生した際、組合施設の被害状況を次のとおり想定する。

被災対象	被害想定	
一般廃棄物処理 業務停止（じん 芥処理施設・水 処理施設・最終 処分場）	設備等の被災により、稼働ができない状況に陥る。	
組合職員 （公務災害等）	設備・什器類の移動・転倒により一部の組合職員が負傷する。	
	交通機関の停止や組合職員及びその家族の負傷により、一部の組合職員が出勤できなくなる。	
来場者	各施設の来場者（市民）が設備・什器類の移動・転倒等により負傷する。また、エレベーターの閉じ込めも発生する。	
建物 （壁・柱・床・梁・ 屋根・階段・照明 等）	建物自体が被害を受けなくても、天井の一部、蛍光灯、窓ガラス等の一部落下及び飛散等の被害が発生する。	
設備・什器類	固定していない設備・什器等が移動・転倒する。 （電算機・PC・コピー機・食器棚・冷蔵庫等）	
情報・システム データ	電算機の転倒により、サーバが損傷する。	
	財務会計・公会計・人事給与・土木積算等のシステムデータが破損する。	
情報通信 （固定電話・携 帯電話・メール 機能・インター ネット・FAX）	【固定電話・通話機能】 通信規制等により、1 週間程度つながりにく い状態となる。	【インターネット・メール機能】 停電やケーブル断線等により、1週 間程度の不通状態の可能性はある。 遅配はあるが、当日からの使用は可 能と考える。
電気	発災から3日程度の停電の可能性はある。	
上下水道	発災から2週間程度の停止の可能性はある。	
道路	組合周辺道路が被災すると、搬入車両の通行ができない。	
	組合周辺道路については、混雑により渋滞が発生する。	

燃料	ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により、燃料が不足する。(非常用発電機燃料等)
薬品	取引業者の営業停止や輸送能力の低下により、薬品が不足する。(じん芥処理施設、水処理施設用薬品等)
公印	被災により公印が破損又は、紛失の恐れがある。

(2) 復旧目標

一般廃棄物処理業務を停止した場合、目標復旧時間及び復旧レベルは以下のとおりとします。

ア 復旧時間目標

発災後7日以内に、じん芥処理施設、水処理施設及び最終処分場を稼働させます。

イ 復旧レベル目標

通常の80%程度を目標とします。

(3) 初動対応

発災後における初動対応を以下のように定めます。

項目	対応内容
避難誘導及び残留支援	各施設(環境プラザ、温水プール、ふれあい公園、本郷老人福祉センター)の来場者の安否等を確認し、安全な場所に避難誘導を実施する。 環境プラザに来場者が居る場合は、受入(避難)の判断を実施し、受入れる場合には、食料等の支援を行う。
	施設エレベーター(閉じ込め)の確認をする。
安否確認	組合職員、その他職員及びその家族の安否を確認する。 (安否の確認手段、緊急連絡網の活用)
組合職員・その他職員の帰宅及び残留職員の支援	原則として安全が確認されるまで待機とする。
	道路状況の安全確認後、帰宅する組合職員及びその他職員に対して帰宅支援を行う。
被害状況の確認	高座クリーンセンター施設及び周辺道路等の被害状況を確認する。
二次災害の防止	二次災害発生の恐れのある箇所に対して、二次災害発生防止措置を実施する。
対外的な情報発信	構成三市へ高座クリーンセンターの被害状況や、一般廃棄物処理業務の受入可否及び稼働状況等を実施する。

※二次災害防止のため一人で行動することはせず、数名の組合職員で対応すること。

5 感染症等拡大時の個別対応

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症による影響は、災害時とは異なり直ちに業務が停止することはないが、感染拡大の範囲や期間により、影響が大きくなるおそれがあるため、ウイルス感染経路及び予防対策、重要業務継続のための対策を以下に示します。

(1) ウイルス感染経路及び予防対策

ウイルス感染症の細菌等は、呼吸器・消化器・神経系・皮膚などから、体内に侵入することから、感染予防に備え、以下の内容に努めます。

ア 事前準備（平時からの備え）

対策内容	
大項目	小項目
感染症対策等の情報収集	厚生労働省HP
	外務省HP
	都道府県、市区町村、保健所等のHP
	インターネット、テレビ、新聞等
公衆衛生対策	手洗い、うがい、アルコール消毒及び咳エチケットの励行等
	マスク着用及び検温、換気
生活必需品の備蓄	医薬品、衛生用品
	飲食料
	備蓄品
ワクチン接種の推奨	ウイルス感染症ワクチン接種
接触等による感染リスクの低減	職員不足による業務の影響を把握し、出勤停止等の対策を検討
対策の周知	感染症が増える時期にタイムリーな予防対策情報などを発信

イ 感染症拡大の情報を入手した場合の対応（国内・外の発生期から小康期まで）

対策内容	
大項目	小項目
組合職員・その他職員への周知	ウイルス感染症に関する知識
	3階大会議室で執務を実施するための準備
公衆衛生対策	手洗い、うがい、アルコール消毒及び咳エチケットの励行等
	マスク着用、検温
感染拡大の低減	時差出勤、通勤手段の変更
	出張、視察等の自粛
	飛沫感染防止対策（アクリル板設置等）

関連情報の収集	第一波の発生原因等の情報	
	第二波に備えた情報収集	
第二波に備えた準備	備蓄品の補充	
	第一波の見直し及び改善	
感染リスクにおけるステージ設定(0から3まで)	ステージ0：感染等に関し社会情勢にも影響はなく、国等から特に何らかの措置を講じる指示等がない。	
	ステージ1：感染者数が増加傾向にあり、感染拡大防止に努める必要があると国等から示される。	
	ステージ2：まん延防止等重点措置の発令、飲食店等への時短営業要請の発令等何らかの措置が発令される。	
	ステージ3：緊急事態宣言が発令される。	
ステージ設定に合わせた対応	ステージ0	施設利用者にセルフチェックシートの記入や感染防止対策の説明等を行う。 組合職員等に施設の消毒や手指消毒等の感染防止対策を行う。
	ステージ1	施設利用者にディスタンス励行や入場制限等を行う。 組合職員等に施設の消毒や手指消毒等の感染防止対策を行う。
	ステージ2	施設利用者にディスタンス励行や入場制限等を行う。 組合職員等にイベント内容等の見直し（WEB開催にするなど）を行う。
	ステージ3	一般利用施設を時短営業又は、休館にする。 組合職員等にイベント内容等の見直し（WEB開催にするなど）を行う。

※感染症の収束状況により緩和・解除する。

(2) 重要業務継続のための対策

ア 業務を継続するための事前対策

項目	対策(概要)
感染状況	組合職員の感染状況を確認する。
組合職員の確保	勤務体制（フレックスや交替勤務）を検討する。
	各係員の約半数は、3階大会議室で執務を実施する。
	組合職員の教育及び育成をする。
	業務に必要なスキルをマニュアル化する。
緊急連絡先の作成	複数の連絡先リストを作成及び共有する。

イ 業務運営の現状把握

経営資源の区分	内 容
人的資源	組合職員の感染状況を確認する手段を検討している。
	重要業務を行う組合職員が感染等により、出勤できない場合、代行できる職員がいる。
	ウイルス感染症感染拡大時、代替職員の対応を検討している。
物的資源	高座クリーンセンター内の衛生用品の備蓄品を備えている。
情報	ウイルス感染症感染拡大時、情報システムの維持管理について、取引事業者と修理などの対応について、検討している。
	組合職員がウイルス感染症を発症した際、来場者及び取引事業者の対応を実施した方の連絡先を知っている。
その他	各ウイルス性感染症対策における法令面の対応を検討している。

第3章 事業継続計画

1 非常時優先業務の整理

災害が発生した場合には、まず定められた初動対応を実施します。その後の行動については、本計画で組合が行う事業に対する各業務に優先度を設定し、各班が行う業務を優先度ごとにまとめ、早期に事業を継続・復旧します。ただし、災害の規模や施設の被害状況等に応じて対応の是非を判断し、より効果的に事業の継続・復旧を実施します。

(1) 業務優先度設定

優先度	内 容
A	初動対応 直ちに対応が必要とされる業務
B	業務停止から3日以内に対応すべき業務及び復旧が望まれる業務
C	業務停止から7日以内に対応すべき業務及び復旧が望まれる業務
D	業務停止から7日以降であっても事業への影響が少ない業務

(2) 業務優先度別非常時優先業務

優先度	内 容	所管
A	危機対策本部の設置	情報管財班
	安否確認	情報管財班
	執務室等被害状況確認	情報管財班
	情報システム機器復旧	情報管財班
	公印確認・管理	情報管財班
	環境プラザ等各種マスターキー管理	情報管財班
	組合施設等被害状況確認	施設管理班
	施設利用者の避難誘導	施設管理班
	災害用備蓄品配布等帰宅困難者対応	施設管理班
	傷病者対応	施設管理班

優先度	内 容	所管
B	関係各所との連絡調整	情報管財班
	災害用備蓄品配布等職員対応	情報管財班
	執務室復旧	情報管財班
	情報発信	情報管財班
	組合施設応急危険度確認	施設管理班
	廃棄物受入体制の確認・準備・受入	施設管理班
	運営事業者との連絡調整	施設管理班
	構成市避難所への案内・誘導	施設管理班

優先度	内 容	所管
C	財産・備品の管理	情報管財班
	災害廃棄物発生状況の確認	情報管財班
	一時保管場所設営	施設管理班
	じん芥処理施設復旧・運転再開	施設管理班
	マテリアルリサイクル施設復旧・運転再開	施設管理班
	水処理施設復旧・運転再開	施設管理班

優先度	内 容	所管
D	施工中の工事等対応	施設管理班
	一時保管場所受入	施設管理班
	最終処分場復旧・運転再開	施設管理班
	環境プラザ復旧・開館	施設管理班
	屋内温水プール復旧・開館	施設管理班
	本郷老人福祉センター復旧・開館	施設管理班
	本郷ふれあい公園復旧・開園	施設管理班

2 行動計画の作成

非常時優先業務内容に基づき、事前に各班が発災時から内容に応じた行動計画を作成することで、本計画の発動時に迅速に対応します。

初版発行	令和8年4月1日	
------	----------	--

高座清掃施設組合災害対応計画及び事業継続計画

令和8年（2026年）4月1日 第1版

発行者：高座清掃施設組合
